

## 第 1 回 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の概要

- 海外では、宗教上の理由もあり、動物の品種を作り出し、それに特許保護を設定することがタブー視されていることを一つの状況として理解しておくべき。  
遺伝子とそれによる形質が特定できた場合は、遺伝子特許による保護が可能。
- 食肉の美味しさで言えば、和牛と交雑種等では、香りが全く異なることが最近明らかになっている。遺伝的にその特徴を明らかにすることで知財としての活用ができるのではないか。
- 特許権を考えると、権利者は誰で、どのような権利を得ることになるのかを考えることも重要。
- 知財の保護の手段には、①創造物の保護、②表示による保護、③秘密情報の漏洩などに対する行為規制による保護があるが、和牛の場合であれば、表示による保護は可能ではないか。
- 食肉の「和牛」表示について、家畜登録制度等と関係づけるべき。
- 表示をしっかりとすることと併せ、本当の和牛の味を消費者に覚えてもらうことも、重要なこと。
- 遺伝資源といったときに、精液だけでなく、生体雌牛や受精卵を視野に入れないといけないのではないか。
- 種苗では、①区別性、②同世代における均一性、③次の世代での安定性が、新しい品種として必要な条件になっており、実際には、同一条件による比較栽培で確認しているが、和牛（動物）では、これらで確認することはできないことを前提として検討すべき。
- 地域団体商標について、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することを検討すべき。
- 次回以降に、DNA関係の研究の進捗状況や品種判別について説明願いたい。

## 第2回 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の概要

- 日本の技術として「品種鑑別」、「遺伝子解析」の研究が進んでいることに心強さを感じた。
- 遺伝子において特許を取るためには、遺伝子の機能が解明されていることが前提条件であるが、遺伝子資源は有限であるので、新規遺伝子の構造決定と機能解明を効率的に推進していくことが重要。
- 遺伝性疾患に関する遺伝子を解明し、診断法の特許が取られているが、その診断法の活用により遺伝性疾患を未然に防止できているので、和牛生産にとって相当のプラス効果がある。
- 特許を取得するだけでなく、特許権を活用しやすいように考えていくことが重要。例えば、国内で特許権をプールして、その特許を使うときに安価で使えるようにするような手段も考えられる。このような方法を戦略的に考えていくことが重要。
- 誰のために技術や特許が利用されるかという視点の中で、生産者や国内の消費者のためという視点を忘れてはならない。
- 海外から入ってくる遺伝子を水際で特定するためには、どれくらいの期間とコストが必要なのか。迅速で安価な遺伝子の特定方法が必要である。
- 現在の品種鑑別技術において、国内で主に流通している黒毛和種とF1（黒毛和種とホルスタイン種の交雑種）とホルスタイン種との品種鑑別は相当の精度でできる。
- 品種鑑別技術については、簡易・迅速・安価な方法を確立していくことが必要である。
- 既に海外に和牛の遺伝資源が出ている状況を踏まえ、既に我が国の黒毛和種と海外の黒毛和種の競争が始まっていると認識して、如何にして海外に負けない和牛を生産していくかという視点で検討することが重要。
- 海外に負けない和牛を生産するためには、改良が重要。ホルスタインでは全国的な取り組みにより、世界でトップクラスの種雄牛を作出するまでになった。和牛でも、個体識別データや枝肉データを活用して全国的に改良を進めることができるのではないか。
- 和牛の精液等の遺伝資源を流通させる際、家畜人工授精所でしか精液の生産はできないようになっている。和牛の遺伝資源は国の財産である認識を家畜人工授精所にも持っていただき、国内の生産者にしっかりと流通させることをやっていければ、海外に出さないような法的措置は必要ないのではないか。

### 第3回 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の概要

- ブリーダー（精液生産者）において生産された精液は把握できる。精液証明書譲渡・経由の欄をしっかりと記入し、最終的に精液を使用する人工授精師や獣医師の段階を押さえることができれば、精液の流通管理はできる。
- 売買契約により流通管理を行おうとするのであれば、流通の中間段階もしっかり管理できることが望ましい。例えば、精液を扱う者に番号を付け、精液の流通管理を厳格にすることとはできないか。
- 精液の海外への流出を防ぐためには、ブリーダーが和牛の精液は国全体の財産であるという認識を持つことが重要であり、そのための指導が必要である。
- 消費者の立場から考えれば、和牛の交雑種が海外で作られ、安く比較的良質な牛肉として輸入されてくることは、必ずしも悪いことではないという見方もあり、和牛の遺伝資源の海外への輸出しないことの必要性について、消費者に対する説明が必要である。
- 消費者が品種（和牛）と美味しさを一致して認識できるように表示を徹底すべき。
- 消費者にとっては、いろいろな牛肉を選ぶことができる選択肢が多い方が良いが、しっかりしたルールにより表示が守られていることが重要であり、消費者が信頼できるルールが必要。
- 品種の表示について、事業者側の理解と消費者側の理解の程度には差があるので、あまり細分化せず、こういったものが和牛という程度の表示が良いのではないか。
- 家畜の改良は、公的な事業として進められてきた経緯がある。消費者に、今食べている肉は、自分が納めた税金によって改良されてきたものだという認識を持ってもらうことが必要。まさしく「和牛」＝「国民の財産」であり、消費者と生産者がこの点において共通の認識をすべき。
- 和牛の交雑種牛肉が輸入されており、こうした外国産牛肉に負けないような国内生産体制を作っていくことが必要である。
- 消費者はまずは美味しいものを求め、次に品種等の情報を求めているのではないか。その場合、より美味しいものを作るためには、地域毎に食肉の格付等のデータを分析するのではなく、全国統一的に評価していくことが必要である。
- 和牛の世界では、優秀な種雄牛の精液に利用が集中し、遺伝的多様性が喪失しつつある。このような状況において、地域で作られた遺伝的な特徴は残していく必要がある。
- 能力向上のための全国的な統一評価と各地域に残る遺伝的多様性の確保は、ともに重要なことであり、どちらが大事ということではなく、バランスをとって進めていくことが最も重要なことである。